



今回のテーマ

相続税の誤りやすい事例

相続税法の改正により課税対象者が増えています。相続税の誤りやすい事例について、整理しました。

1. 誤りやすい事例

主な誤りやすい事例は下記の通りです。

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 内容 (Content). Rows include: 2割加算, 法定相続人の数, 生命保険金とともに払戻しを受ける前納保険料, 被相続人以外の名義の財産, 被相続人の準確定申告に係る還付金等, 支給されていなかった年金を受け取った場合, 保険事故が発生していない生命保険契約, お墓の購入費用に係る借入金, 未納の固定資産税・住民税, 返済が免除される住宅ローン, 相続開始前3年以内の贈与財産.

2. 相続税の申告

(1) 相続税の申告が必要な人

被相続人から相続などによって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額（相続財産等の合計額）が遺産に係る基礎控除額を超える場合に、その財産を取得した人は相続税の申告をする必要があります。

遺産に係る基礎控除額=3,000万円+（600万円×法定相続人の数）

(2) 一般的な相続税の申告手続のスケジュール

